

研究実践報告

経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築
研究事業

県教育委員会事務局特別支援教育課

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ

県教育委員会事務局特別支援教育課

経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

I 研究テーマ

- (1) 通常の学級や通級による指導の経験の浅い教員の発達障がい支援に係る専門性の向上のため、教員としての資質の向上に関する指標（*1）に対応した研修等を実施するとともに、県内の発達障がい支援に係る支援体制の改善を図る。
- (2) 通常の学級や通級による指導の経験の浅い教員が日々の指導・支援等に関して一人で悩むことのないよう相談先の整理や指導的立場の教員による指導・助言等サポート体制の改善を図る。
- (3) 大学の教員養成課程における現行講座「特別支援教育入門」について、地域や学校現場で求められているニーズに対応した教育内容とするため、発達障がいに関する講座の教授法について研究を行う。

II 主な取組

- (1) 発達障がい支援の専門性向上のための研修会を実施

- ・ 対象：通級による指導担当教員、高等学校、特別支援学校の教員等
- ・ 内容等

講座	講座 (指標)	受講 者数	実施日 場所等	内容
発達障がい 専門研修	第1回 (第1ステージ)	61人	8月26日 オンライン	通級による指導の実践について
	第2回 (第1ステージ)			通級指導教室における指導
	第3回 (第1、2ステージ)	97人	11月30日 教育文化会館	発達障がい児の次の年代を考えた指導
	第4回 (第1、2ステージ)			
	第5回 (第2、3ステージ)	86人	10月8日 サンワーク津	発達障がいのある子どもへの学習「動作」における指導法
	第6回 (第2、3ステージ)			
	第7回 (第3ステージ)	82人	11月11日 教育文化会館	WISC-IV 検査結果と発達支援実践の橋渡し
	第8回 (第3ステージ)			
発達障がい 支援研修	第1回 (第1～3ステージ)	70人	8月19日 オンライン	発達障がい支援における一視点 姿勢・運動について理学療法士の立場での助言
	第2回 (第1～3ステージ)	73人	8月24日 オンライン	かがやき特別支援学校あすなる分校の取組

発達障がいエリア研修	北勢地域 (第1～3ステージ)	25人	2月9日 オンライン	インクルーシブ教育を目指す ～3段階の指導モデルによっ て～
	中勢地域 (第1～3ステージ)	19人	12月24日 杉の子 特別支援学校	・通常の学級における特別な配 慮が必要な子どもへの支援に ついて ・情報交換会(ケース検討)
	伊賀地域 (第1～3ステージ)	17人	8月6日 11月19日 伊賀つばさ学園	・癇癩およびパニック行動に焦 点化した認知行動療法 ・情報交換会(通級による指導 の実践紹介等)
	松阪・南勢・志摩地域 (第1～3ステージ)	18人	12月17日 玉城わかば学園	・自己肯定感を育む～支援のあ り方で大切にしたいこと～ ・情報交換会(各校の取組状況)
	東紀州地域 (第1～3ステージ)	5人	8月6日 11月26日 東紀州くろしお学園	・「発達のつまずき」から読み 解くアプローチ ・情報交換会(教材教具等)

- ・研修終了後に指標に応じた研修内容となっていたかを把握するためにふりかえりシートによるアンケートを実施(*2)

【発達障がい支援を担う教員としての資質向上に関する指標】(*1)

資質能力に係る項目	発達障がい支援を担うにあたり必要とされる専門性
教職着任時	発達障がい支援を含む特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の必要性と、児童生徒が互いを尊重し、共に学ぶことの大切さを理解している。
第1ステージ	発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態の把握に基づく指導・支援を行うことができる。また、他の教職員と連携・協力しながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。
第2ステージ	発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態を把握し、指導内容や指導方法を工夫して適切な指導・支援を行うことができる。また、教職員間の共通理解を図りながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。
第3ステージ	発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態に応じた指導・支援を、地域や関係機関と連携し、適切に行うことができる。また、教職員間の共通理解を深めながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。
第4ステージ	発達障がいの可能性のある児童生徒の特性や実態に応じた指導・支援を、地域や関係機関と連携し、適切に行うことができる。また、他の教職員に指導・助言しながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を組織的に実践することができる。

(2) 経験の浅い教員へのサポート体制

- ・本県では、通級による指導を受けている児童生徒数が増加している一方で、近年、発達障がい支援専門研修等を受講する小中学校の通級による指導担当教員の経験年数2年以下の教員が全体の約4割以上を占めるなど、実践経験豊富な教員が少ない現状がある。

【発達障がい支援専門研修を受講した小中学校の通級による指導担当教員数】（人）

通級による指導 経験年数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
0年から2年 (%)	33 (50)	32 (47)	36 (49)	38 (48)
3年から5年 (%)	16 (24)	18 (26)	23 (32)	25 (31)
6年以上 (%)	17 (26)	18 (26)	14 (19)	17 (21)
研修を受講した通級によ る指導担当教員総数	66	68	73	80

- ・通級による指導の経験の浅い教員等を指導・支援する発達障がいに係る高度な専門性を有する教員の養成が必要である。
- ・各地域における発達障がい支援の指導的立場となる教員を養成するために、三重大学教育学部松浦直己教授を講師として発達障がい支援アドバイザー養成研修を開催した。（令和2年8月から令和4年2月までの2年間、30講座）
- ・対象は、市町教育委員会が推薦する通級による指導担当教員等（四日市市、津市、松阪市）および学校長が推薦する県立特別支援学校コーディネーター（第4ステージ）
- ・研修を修了した発達障がい支援アドバイザーは、本講座で得た知識、受講者同士のネットワークを生かし、今後、各市町において発達障がい支援の中核的な役割として、経験の浅い教員への相談・助言を担うことが期待されている。

【発達障がい支援アドバイザーの役割】

- ・通級による指導を受けている児童生徒を指導する通常の学級の担任や通級による指導を担当する教員に対し、児童生徒の実態把握や指導・支援方法の相談・助言を行う。
- ・四日市市、津市、松阪市の発達障がい支援アドバイザーは、当該市の通級による指導を担当する教員等の支援を行う。
- ・県立特別支援学校の発達障がい支援アドバイザーは、四日市市、津市、松阪市以外の通級による指導を担当する教員等の支援を行う。

【発達障がい支援アドバイザーによる支援要請の手続き】

- ①発達障がい支援アドバイザーによる支援を希望する小中学校等は、市町教育委員会（四日市市、津市、松阪市以外の市町の小中学校等は、かがやき特別支援学校あすなろ分校）に依頼する。
- ②市町教育委員会（四日市市、津市、松阪市）は、発達障がい支援アドバイザーが勤務する小中学校に支援の連絡をする。
- ③発達障がい支援アドバイザーと小中学校等間で直接、支援の時期や回数等を調整する。
- ④発達障がい支援アドバイザーが、小中学校等に支援を行う。

(3) 教員養成課程における教授法の検討

- ・ 国立大学法人三重大学教員養成課程の現行講座「特別支援教育入門」について、地域や学校現場で求められているニーズに対応した教育内容とするため、特に発達障がいに関する講座の教授法について、三重大学と県教育委員会が協働して研究を行った。
- ・ 令和 2 年度に三重大学教育学部特別支援教育コースの学生とのワーキングにより、授業シラバス案を作成した。
- ・ 令和 3 年度に、三重大学教員養成課程で学ぶ学生約 200 人を対象に、現職教員による出前授業（テーマ「発達障がい支援の現状」）を 2 回（10 月 8 日、10 月 15 日）実施した。
- ・ 学生に対し受講前と受講後にアンケート調査（*3）を実施し、発達障がい支援の理解や関心に関する意識の変化を調査した。

III 成果と課題

(1) 成果

- ①発達障がい支援の専門性向上のための研修会については、教員の発達障がい支援の経験やニーズに対応した研修会を実施することができた。

【ふりかえりシートによるアンケート結果】（*2）

講座名	講座	指標に応じた研修内容となっていたか（%）
発達障がい専門研修	第 1・2 回	100
	第 3・4 回	82
	第 5・6 回	94
	第 7・8 回	89
発達障がい支援研修	第 1 回	96
	第 2 回	96
発達障がいエリア研修	北勢地域	96
	中勢地域	94
	伊賀地域	100
	松阪・南勢・志摩地域	83
	東紀州地域	100

- ②発達障がい支援アドバイザー養成研修については、発達障がい支援に係る高度な指導・支援の専門性を学ぶとともに、受講する通級による指導担当教員と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが実践事例の検討を行うことで双方の連携が深まった。
- ③教員養成課程における教授法の検討については、現職教員による出前授業を行い、学生に発達障がいのある児童生徒との関わりや教員と児童生徒との関係性の中で互いに成長していく姿などを伝えることで、学生が将来教員となった際の発達障がいのある子どもへの指導・支援の具体的なイメージを持つことができ、発達障がい支援に関する関心が高まった（*3）。

【講座前後のアンケート結果】（*3）

問	質問項目	選択項目	受講前 (%)	受講後 (%)
1	自分自身が「発達障がい」について他者に説明できますか。	できる	4.3	17.3
		ややできる	24.8	69.5
		あまりできない	63.6	13.2
		全くできない	7.3	0
2	自分自身が発達障がいのある子どもへの指導・支援について他者に説明できますか。	できる	0.9	19.3
		ややできる	11.7	67.0
		余りできない	67.0	13.7
		全くできない	20.4	0
3	発達障がいのある子どもがどのような学級・学校に在籍しているのか知っていますか。	知っている	21.4	60.4
		やや知っている	64.1	38.6
		余り知らない	12.6	1.0
		全く知らない	1.9	0
4	教育ボランティアなどに参加してみたいと思いますか。	思う	47.6	53.8
		やや思う	39.8	34.5
		余り思わない	11.7	10.7
		全く思わない	0.9	1.0
5	教育ボランティアなどで発達障がいのある子どもたちの指導・支援をやってみたい。あるいは、発達障がいのある子どもたちとの関わりをもちたいと思いますか。	思う	32.5	43.7
		やや思う	45.6	40.6
		余り思わない	20.4	15.2
		全く思わない	1.5	0.5

(2) 課題

- ①発達障がい支援の経験の浅い教員が通級による指導を担当している現状があることから、引き続き教員の専門性向上のため、指標に対応した研修を実施していく必要がある。
- ②四日市市、津市、松阪市以外の地域における発達障がい支援に係る支援体制の強化を図るために、引き続き発達障がい支援アドバイザーの養成が必要である。
- ③教員養成課程における教授法の検討については、現行講座「特別支援教育入門」が1年次に履修すべき単位として位置づけられており、1年次以外においても発達障がい支援に係る内容を学ぶことができる機会について検討する必要がある。

IV 次年度の取組方針

県教育委員会では、引き続き発達障がい支援に係る体制の構築について検討を進めるとともに、教員の専門性向上のための研修等の機会の充実や経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築を図っていく。

経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

・発達障がいのある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加と障がいの状況の多様化

・発達障がいの可能性ある児童生徒への指導・支援に係る教員の専門性の向上など、適切な指導と必要な支援を行うことができる支援体制の構築の必要性

・通常の学級や通級による指導等の経験が浅い教員の指導・支援に係る専門性の向上

・発達障がいのある児童生徒への指導・支援を行う教員へのサポート体制の構築

・特別支援学校のコーディネーターと小中高等学校通級による指導担当教員が連携した支援体制の整備

三重大学

運営協議会

- 具体的な計画の策定と運営
- 教職員課程における授業シラバスの策定
- 大学・学校関係者、医療・福祉関係者との連絡調整
- 発達障がいに関する講座の教授法の検討

〇 現行講座「特別支援教育入門」

教員の経験に対応した研修

発達障がい専門研修【8講座】

- 【主催】 県教育委員会
- 【対象】
 - ・通級による指導担当、高等学校、特別支援学校の教員等の初任者及び中堅の教員(ステージ1~3の教員)
- 【内容】
 - ・通級指導教室の基礎・基本
 - ・校内体制の整備
 - ・実態把握の方法と指導内容の検討
 - ・評価方法等

通級による指導等新担当者研修

- 特別支援学級等新担当者研修等
- 【主催】 県教育委員会
- 【対象】 特別支援学級及び通級による指導を初めて担当する教員(ステージ1)
- 【内容】 特別支援教育基礎講座等

県教育委員会

各エリアの指導的立場の教員の養成

発達障がい支援アドバイザー養成研修【15講座】

- 【主催】 県教育委員会
- 【対象】 指導的立場の通級による指導担当教員、特別支援学校コーディネーター等(ステージ4)
- 【内容】 学校での認知行動療法、医療との連携等

発達障がい支援アドバイザー (指導的立場の教員)

指導・助言のサポート

指導に係る相談

通級による指導担当教員 特別支援学校コーディネーター

指導に係る相談

指導・助言のサポート

かがやき特別支援学校

医療と連携した研修

- 発達障がい支援研修【2講座】
- 【主催】 県立かがやき特別支援学校
- 【対象】 通級による指導担当教員、高等学校、特別支援学校の教員(ステージ1~3)
- 【内容】
 - ・(研修会) 県立子ども心身発達医療センター医師等による指導・助言
 - ・(実践報告会) 医療機関と連携したかがやき特別支援学校の実践

各エリアの支援体制

- 発達障がいエリア研修【5地域・各2回】
- 【主催】 県内5地域の特別支援学校
- 【対象】 通級による指導担当教員、高等学校、特別支援学校の教員等(ステージ1~3)
- 【内容】
 - ・各エリアの発達障がいに係る支援体制の整備
 - ・通級による指導担当教員と特別支援学校コーディネーターの情報共有
 - ・発達障がい支援に係る事例検討
 - ・発達障がい支援アドバイザーによる経験の浅い通級による指導担当教員への指導助言等

高等学校におけるサポート体制

- ・通級による指導等充実検討会議
- ・発達障がい支援情報交換会

実践報告会の開催

通常の学級や通級による指導等における経験の浅い教員の専門性の向上に係る支援体制の構築

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ

I 現状

発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒が切れ目ない支援を受けられるよう、県内共通の方法で、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを円滑に行うことを目的に平成 26 年度末に試行的に実施し、平成 27 年度末から本格実施している。(資料 1・2 参照)

(単位：件)

	H26 末	H27 末	H28 末	H29 末	H30 末	R 元末	R2 末
全日制	40	50	96	100	126	132	155
定時制・通信制	16	36	32	34	44	47	55
合計	56	86	128	134	170	179	210

- ・引継ぎの件数は平成 26 年末の試行以来増加を続けているが、発達障がいの可能性があり、引継ぎが行われなかった生徒が高等学校に在籍していると考えられる。
- ・引継ぎを行った県内の公立中学校の割合は 52.3% (151 校のうち 79 校) となっており、令和元年度末 (46.4%) よりも増加している。
- ・引継ぎにあたっては、本人・保護者の同意を必須としているが、中学校からは、本人・保護者の同意を得ることの難しさが報告されている。
- ・支援情報が高等学校に引き継がれることにより、学校生活や対人関係等における課題に関して入学当初から教員間で共通理解を図ることができるため、学習面や対人面での支援や配慮の早期開始につながっている。
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画、パーソナルファイル（市町独自様式を含む）の引継ぎ資料が活用されていないケースがある。

【引継ぎ資料の活用（令和 2 年度末）】

(単位：人)

	個別の 教育支援計画	個別の 指導計画	パーソナル ファイル	その他の 資料のみ	資料 なし
全日制	131	131	65	9	5
定時制・通信制	43	45	20	4	0
合計	174	176	85	13	5
割合	82.9%	83.8%	40.5%	6.2%	2.4%

- ・中学校から提供される情報と高等学校が必要とする情報が必ずしも合致していない場合もあることから、適切な支援につながらないケースがある。

II 具体的な取組

(1) 引継ぎに係るリーフレット（資料 3）の作成

中学校の教員や保護者、生徒本人に対する引継ぎの趣旨等の理解促進を図るため、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎの効果の一例をわかりやすく示したリーフレットを令和 2 年度に作成し、市町教育委員会を通じて各中学校

へ配付した。

(2) 「引継ぎシート」(資料4)の作成

特別な支援を必要とする生徒が高等学校においても必要な支援を受けられるよう、本人の特性や医療・福祉等の関係機関の情報、中学校で行われていた具体的な支援等、高等学校が必要とする支援情報を1枚のシートにまとめた「引継ぎシート」を作成した。

【「引継ぎシート」の活用例】

- ①個別の教育支援計画等の引継ぎ資料に「引継ぎシート」を追加
- ②個別の教育支援計画に「引継ぎシート」の項目を追加
- ③個別の教育支援計画を「引継ぎシート」に置き換え

Ⅲ 成果と課題

(1) 成果

・「引継ぎシート」を活用することで、高等学校が必要とする支援情報を中学校が理解したうえで、引継ぐことができることから、高等学校での適切な支援の提供が期待される。

(2) 課題

引継ぎが行われなかった生徒の中には、発達障がいの可能性がある生徒も高等学校に在籍していることから、引き続き、中学校の教員や保護者に引継ぎの目的や意義、引継ぎ方法等について周知を図る必要がある。

Ⅳ 次年度の取組方針

高等学校が必要とする支援情報が適切に提供されるよう、引継ぎの好事例を県が主催する研修会等で中学校等の教員に伝えるなど、支援情報の引継ぎの理解促進に引き続き取り組んでいく。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて

現状と課題

県立高等学校における発達障がい
の可能性がある生徒の在籍率は
1.4%(全学年で602人)
(平成25年10月 県教委調べ)

出身中学校からの「個別の教育支援
計画」「個別の指導計画」の引継ぎ、
保護者からの「パーソナルファイル」
の引継ぎの体制構築が必要

目指す姿
確実な引継ぎ

<生徒>
切れ目ない支援を受けることができる
<高等学校>
円滑に支援を行うことができる

【引継ぎの対象】 中学校の校内委員会において支援が必要と判断されており、
かつ引継ぎについて保護者の同意が得られている生徒

中学校

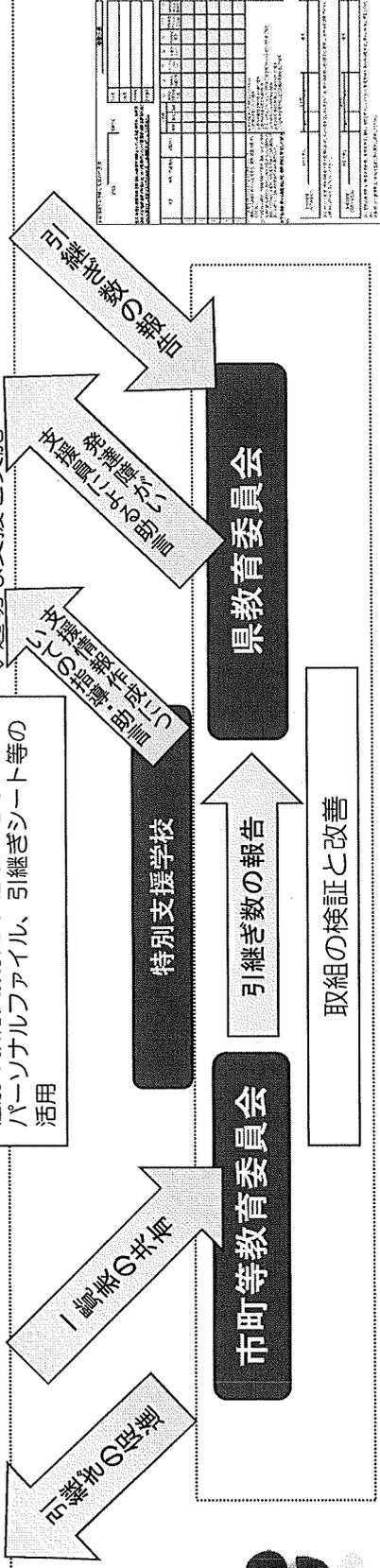
「支援情報を引き継ぐ生徒の一覧表」の 面談による引継ぎ、資料の引継ぎ

高等学校

- ◇校内委員会での検討、確認
- ◇一覧表を作成
- ◇引継ぎについて、保護者の同意を得る
- ◇校長の委任を受けた教員が高校へ手交

- ◇管理職(校長、教頭)または特別支援教育コーディネーターが受領
- ◇指導・支援にかかわる教職員間で情報を活用
- ◇適切な支援を実施

中高間での連携
個別の教育支援計画、個別の指導計画、
パーソナルファイル、引継ぎシート等の
活用



個人情報の取扱い 根拠となる規定

- ・県立高等学校: 三重県個人情報保護条例
- ・市町立中学校: 市町で定めている個人情報の保護に関する条例
- ・地方公務員法第34条(秘密を守る義務)

学校間で生徒の個人情報提供・取得を行うために、根拠となる規定(条例等)を確認し、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが大切です。また、指導・支援を行う上で知り得た情報に関しては、守秘義務の徹底が必要不可欠です。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎモデル 【中学校版】

① 校内委員会を開き、高等学校への引継ぎが必要な生徒を確認する。

- ・既に保護者の了解のもとに支援を行っている生徒か
 - ・保護者の同意を得ることが困難でないか
- 特別支援学級だけでなく通常の学級の生徒も対象です。



② 進学する高等学校ごとに一覧表を作成する。

- ・一覧表とともに引継ぐ資料も整理する。
(個別の教育支援計画、個別の指導計画、引継ぎシートなど)
- 提供する資料は保護者に提示できるものに限りです。



③ 保護者と面談し、引継ぎについての同意を得る。

- ・事前に校長に報告しておく。
- ・一覧表(空欄で)や資料を提示し、引き継ぐ情報を確認する。
- ・パーソナルファイルがあれば、高校へ提示するよう勧める。



④ 高等学校へ連絡し、引継ぎの日程を調整する。

- ・原則として、3月末までに設定する。
- 入学予定者の中学校への訪問を実施している高等学校もありますので、双方にとって都合がよいように調整するとよいでしょう。



⑤ 担当者同士が面談し、支援情報を引き継ぐ。

- ・一覧表(あれば資料も)を手交する。
- ・できるだけ複数の教員で対応する。
- ・「受領の記録」が記入された一覧表の写しを受け取る。



卒業後も、高等学校からの問い合わせや本人・保護者からの相談に対応できるように備える。

- ・引き継いだ資料の写しを保管する。
- ・対応の窓口となる教員を決める。



中学校から高等学校への支援情報の引継ぎモデル 【高等学校版】

① 中学校からの連絡を受け、日程を調整する。

・原則として、3月末までに設定する。

入学予定者の中学校への訪問を実施している高等学校については、双方の都合がよいよう柔軟に調整するとよいでしょう。



② 担当者同士が面談し、支援情報の引継ぎを受ける。

・できるだけ複数の教員で対応する。

・引継ぎの結果を校長に報告する。

・引き継がれた一覧表、資料を保管する。

発達障がいのある生徒は、初めての場面が苦手なことがあります。入学直後に必要な支援を中心に聞き取っておきましょう。



③ 校内委員会を開き、情報を共有する。

・収集した情報を共有する。

・当面の支援について検討する。

高校生活がスムーズにスタートできるように当面の支援について確認しておきましょう。

例) 特性に応じたわかりやすいオリエンテーション
キーパーソンの設定
相談室などの活用 など



④ 本人・保護者と面談する。

・入学式などの機会を利用する。

・パーソナルファイルを持参してもらい、聞き取りの参考にする。



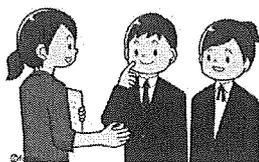
その後の支援に向けて

・入学後の生徒の実態を把握する。

・個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する。

※高等学校支援ハンドブックを活用しましょう。

※中学校から引き継いだ個別の教育支援計画、個別の指導計画、引継ぎシートについては、必要に応じて本人・保護者に返却してください。



中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて

支援情報の引継ぎは、入学前に生徒の得意、不得意を進学先の高等学校の教員が理解し、高等学校においても適切な指導、必要な支援を受けることができるようにするための取組です。入学前に支援情報を引き継ぐことは、新しい環境で、安心して学校生活を送る準備となります。

Q1 支援情報の引継ぎを行うとどのような効果がありますか。

A1 本人の得意なことを伸ばし、不得意なこと（困りごと）に対する適切な指導、必要な支援を受けることで、入学当初から新しい環境で安心して生活することができます。

【指導・支援、効果の例】

①話を聞いて記憶することが苦手な生徒の場合
教員が黒板等に概要を書く

話を聞いていないと思われて注意されることがなくなり、自信が出てきた。



②宿題や書類の提出締切期日を忘れがちな生徒の場合
本人が手帳等にメモすることを促す
教員が締切日前日に本人に確認する

忘れ物が少なくなってきた。そのことで注意されることがなくなり、自信が出てきた。



③友だちや教員とのコミュニケーションが苦手な生徒の場合
人とのコミュニケーションが苦手なことや教員の対応方法を教員間で情報共有する

周りの人の理解があつてよかった。
人と関わることに自信が出てきた。



④夜、ゲーム等を止められず、生活リズムが崩れ欠席が多い生徒の場合
教員が基本的な生活習慣を整える方法をアドバイスする

登校する日が増え、単位取得につながり、進級することができた。



Q2 引継ぎ資料にはどのようなものがありますか。

A2 引継ぎ資料とは、主に本人・保護者、中学校の教員、関係機関等と連携して作成した支援情報が記載された以下の3つのことです。

- ①「個別の教育支援計画」 ②「個別の指導計画」
 - ③「パーソナルファイル」※市町独自の支援ファイルを使っているところもあります。
- ★引継ぎ資料の作成について相談したい時は、地域の県立特別支援学校にお問い合わせください。

Q3 支援情報が引き継がれた生徒はどのくらいいますか。

A3 令和元年度末では179名の生徒について支援情報が引き継がれています。

平成26年度末から支援情報の引継ぎの取組を開始し、引継ぎの件数は増加傾向にあります。

令和2年3月現在

課程	H26末 (試行)	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末
全日制	40	50	96	100	126	132
定時制	16	36	32	34	44	47
合計	56	86	128	134	170	179

保護者の方へ

- 支援情報の引継ぎは、本人の得意、不得意を進学先の高等学校の教員に事前に知ってもらい、理解や協力を得るものです。高等学校へどのような情報を伝えるのか中学校の担任と相談してください。
- 支援情報の引継ぎによって、高等学校でも本人の特性を理解し適切な指導、必要な支援を受けることができます。支援情報の引継ぎは、入学当初から新しい環境で、安心して学校生活を送る準備となります。

中学校の先生へ

- 支援情報の引継ぎは、進学先の高等学校の教員に生徒の特性を伝え、切れ目ない支援を行うための取組であることを、進学先が決定するまでに本人・保護者へ丁寧に説明してください。
- 進学先決定後から3月末までの短期間ですが、進学先の高等学校の担当者と面談を行い、支援情報の引継ぎを行っていただきますようお願いいたします。



三重県教育委員会 特別支援教育課

連絡先 TEL 059-224-2961 FAX 059-224-3023

E-mail shienkyo@pref.mie.lg.jp

引継ぎシート

資料4

1. 本人に関する情報

学校名		学校の連絡先			
		Tel・Fax			
		メール			
(ふりがな) 生徒名		在籍学級		障がい種別	
()					
中学校の担当者					
担任		特別支援教育コーディネーター		通級指導教室担当	
取得 している 手帳	種別	等級	取得年月	服薬	服薬の状況
発達検査 の記録	検査名	実施時期	検査結果		

2. 関係機関に関する情報

支援を受けた日(期間)	機関名	担当者名	主な支援・助言内容等

3. 本人の特性

学校での様子	学習面	得意なこと	
		苦手なこと	
		気になる姿	
	生活面	好きなこと	
		苦手なこと	
		気になる姿	
家庭での様子	好きなこと		
	気になる姿		

4. 保護者・本人の希望

①本人	
②保護者	

5. 支援の手立て

中学校における具体的な支援について

6. その他、高等学校に伝えること

--

引継ぎシート（記入例）

1. 本人に関する情報

学校名		学校の連絡先			
		Tel・Fax			
		メール			
(ふりがな) 生徒名		在籍学級		障がい種別	
()		通常の学級 (通級による指導) ※		自閉症・情緒障がい ※	
中学校の担当者					
担任		特別支援教育コーディネーター		通級指導教室担当	
●● ●●		▲▲ ▲▲		他校 ※ ■■ ■	
				学校名（他校の場合） ◆◆中学校	
取得 している 手帳	種別	等級	取得年月	服薬	服薬の状況
	なし ※			あり ※	◇◇◇◇を朝夕服用
発達検査 の記録	検査名	実施時期	検査結果		
	WISC-IV	令和2年12月2日	全IQ92、言語理解79、知覚推理105、ワーキングメモリー95、処理速度111		

※ がついている項目については、プルダウンから選択してください。

2. 関係機関に関する情報

支援を受けた日（期間）	機関名	担当者名	主な支援・助言内容等
平成30年4月～	〇〇クリニック	●● ●●	自閉スペクトラム症の診断。3か月に2回受診。 聴覚に感覚過敏がある。 気になる行動が多くなってきた時は、すぐに受診すること。また、無理に学校へは行かせないこと。

3. 本人の特性

学校での様子	学習面	得意なこと	苦手なこと	気になる姿
	生活面	好きなこと	漢字、英単語、各教科の用語等を覚えること	計算問題の理解については問題ないが、時間制限があると集中して取り組めなくなる。
苦手なこと		休み時間は一人で過ごすことが多い。 パソコン関係の専門書を読んでいる。	体育祭、文化祭など学校行事への参加	
気になる姿		急な時間割変更があると、納得して全体の行動に合わせるまでに時間がかかる。 失敗したり心配事ができたりすると不安が強くなり、周囲の人への暴言が出てしまう。		
家庭での様子	好きなこと	インターネットの閲覧。 パソコンの専門書を読む。		
	気になる姿	行動の切り替えが難しく、興味のあることにのめり込むと寝るのが深夜になることも多い。インターネットを長時間見ていることがあり、家族が制止しようとする、衝動的に端末を叩く、家族への他害行為が出る。 中3の終わり頃から周囲の友だちと自分を比べることが多くなり、落ち込む傾向がある。		

4. 保護者・本人の希望

①本人	<ul style="list-style-type: none">・同級生とコミュニケーションがとれるようになりたい。・パソコン関係の仕事がしたい。
②保護者	<ul style="list-style-type: none">・自分の気持ちや困っていることを伝えられるようになってほしい。・企業へ就職してほしい。

高等学校在学中や卒業後の希望を聞き取り、目指す姿として本人、保護者と共通理解することが大切です。中学校入学当初と卒業段階では、希望に変化があることが考えられますので、引き継ぐ際の希望を記入

5. 支援の手立て

中学校における具体的な支援について

気持ちの切り替えにかかる時間を短くすることを目標に、クールダウンできる場所を決めておき、気持ちを切り替えるときにはそこへ行くようにした。利用方法は本人と担任とで相談し、授業中の使用も認めてきた。養護教諭や信頼できる教員に気持ちを聞いてもらうことで、3年生になってからは、10分程度で教室に戻れるようになった。

- ・持ち物は口頭だけではなく、黒板に書いておき、前日に再度個別に確認を行った。
- ・行事前には、教員と1対1で話をする機会を設け、不安軽減を図るように取り組んだ。
- ・自分が困っているときは、カードを使用して意思表示することに取り組み、教員の声かけはカードの提示後に行うようにした。
- ・パソコン教室利用時のルールを事前に確認し、昼休みにパソコン利用ができるようにした。学校ではルールが守れるが、家庭では難しいので、担任と保護者と連携して使用時間を決めて約束を守れたかについての確認表を作成し、対応していた。

本人の課題や特性からくる困難などを記入し、その特性に対して取り組んだ合理的配慮を含む支援の内容を具体的に記入してください。また、中学校段階における支援の評価や高等学校でも必要と思われる支援についても記入してください。文章でも箇条書きでも書きやすい形式で結構です。

6. その他、高等学校に伝えること

- ・両親ともに仕事が忙しく、日中連絡をとることが難しいため、緊急時の対応を事前に保護者と相談しておく必要がある。